【ガス】

一般競争入札の共通事項について

１　一般競争入札に関する事項

一般競争入札に関する事項のうち参加資格等に関する共通事項について記載するもので、個別の案件に係る事項等については、別に公告に記載するところによるものとする。

２　一般競争入札参加資格及び条件

(1) 岐阜市公立大学法人契約事務取扱規程（令和7年法人規程第63号。以下「契約規程」という。）第2条の規定により、岐阜市における競争入札参加資格を有する者で、かつ、申請書提出期間の最終日から本契約締結日までの間に岐阜市競争入札参加資格の要件を欠くことがないこと。

(2) 岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の規定による資格停止を申請書提出期間の最終日から本契約締結日までの間に受けていないこと。

(3) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する排除措置対象法人等に該当しないこと。

(4) 入札に参加しようとする者の間に次のいずれかに該当する関係がないこと。なお、次の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

① 資本関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定や会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記①及び②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(5) その他、入札参加資格及び条件については、別に指定する。

３　一般競争入札（開札）の日時及び場所

(1) 入札（開札）の日時については別に指定する。

(2) 入札（開札）の場所は、次のとおりとする。

岐阜市大学西1丁目25番地4　岐阜薬科大学本部4階第3会議室

(3) 入札書等の提出については、次のとおりとする。

入札書の提出は郵送又は持参とし、提出方法については、別紙「入札（見積）書類の提出等について」による。

４　現場説明の有無

無

５　入札保証金

契約規程第6条の規定により免除とする。

６　契約保証金

契約規程第37条ただし書の規程により免除とする。

７　前払金の有無

無

８　無効となる入札該当事項

契約規程第18条に該当する場合、その者の行った入札は無効とする。

９　入札参加資格の確認

(1) 本件一般競争入札に参加しようとする者は、別に定める一般競争入札参加資格確認申請書提出要領の定めるところにより、入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

① 申請書提出期間は、別に指定する。

② 申請書の提出について

（ア）郵送又は持参による申請

午前9時から午後5時までとする。申請書提出期間最終日にあっては、午後4時までとする。持参する場合にあっては、正午から午後1時までを除く。

（イ）ＦＡＸまたは電子メールによる申請

午前9時から最終日の午後4時までとする。

③ 持参する場合の申請書提出場所は、岐阜市公立大学法人経営企画課とする。

(2) 入札参加資格の確認は、入札参加資格確認申請書の受付をもって行うものとし、入札参加資格確認申請書の写し（受付印の押印があるもの）をもって入札参加資格証明書とする。入札参加資格証明書の交付を受けた者が、一般競争入札のため入札会場に入場するときは、入札参加資格証明書を係員に提示すること。

１０　資料等の貸与

(1) 資料等は、岐阜市公立大学法人ホームページに掲載する。ただし、資料等の貸与を希望する者は、次に掲げる要領で貸与を受けることができる。

① 貸与申請期間は、公告日から入札日の前日までとする。ただし、申請提出期間の最終日までに入札参加資格確認申請を行わないものにあっては、申請提出期間の最終日までとする。

② 申請提出時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

③ 貸与場所は、岐阜市公立大学法人経営企画課とする。

④ 貸与期間は、公告日から入札日までとする。ただし、申請提出期間の最終日までに入札参加資格確認申請を行わないものについては、申請提出期間の最終日までとする。

⑤ 貸与期間が終了したときは、直ちに岐阜市公立大学法人経営企画課まで返却すること。

１１　質疑応答

(1) 資料等に関し質疑がある者は、次に掲げる要領で質問書を提出することができる。

① 提出方法は、持参、ＦＡＸ、電子メールによる提出とする。

② 質問書提出期間は、別に指定する。

③ 質問書提出時間等は、持参による場合は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、岐阜市公立大学法人経営企画課に提出すること。ＦＡＸ及び電子メールによる場合は、提出期間の最終日の午後5時までとする。

(2) 質疑に対する回答は、入札参加資格確認通知書を交付した者に対し、別に指定する日までにＦＡＸ又は電子メールにより行うものとする。

１２　入札書の記載方法

(1)　入札書に記載する入札金額

入札書に記載する金額は、（２）の方法により見積もった「ガス料金総価」とする。（消費税及び地方消費税相当分を含む）

(2)　ガス料金総価

「ガス料金総価」とは、別に指定する購入品及び数量を調達する役務に要する一切の諸経費を含めた額とし、仕様書の別紙により岐阜市公立大学法人が提示する予定月間使用量及び予定年間使用量に対して、各入札参加者が設定する基本料金単価及び従量料金単価により算出した金額の合計である。ただし、原料費調整額は加算しないものとする。

(3)　入札金額算定書

入札書には、入札金額の算出基礎が確認できるように、入札書の別紙として、別に定める入札金額算定書を添付すること。なお、入札金額算定書は、入札書に使用する印鑑で割印を行うこと。

１３　その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 受注者は、売買契約書に基づき、契約を履行しなければならない。

(3) 3から11までに掲げる期間には、岐阜市公立大学法人職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（令和7年法人規程第40号）に規定する法人の休日を含まない。

(4) 入札において、有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で、最低金額をもって入札を行った者を落札者とする。なお、契約については、落札価格算定の基礎となった各単価により行うものとする。

(5) 契約の締結後、法令等の改正により消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に変動が生じた場合は、契約を変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。

１４　問い合わせ先

岐阜市公立大学法人経営企画課

ＴＥＬ：０５８－２３０－８１００

ＦＡＸ：０５８－２３０－８２００